

## 日仏の民事訴訟法比較研究

成城大学法学部教授 町村 泰貴

国際書房のカatalogには、まだインターネットが普及していなかった時代の貴重な外国法律書出版情報源として、私の大学院入学以来のフランス民事訴訟研究を可能としてくれた。北海道大学には小山昇先生をはじめとする著名なフランス法研究者が数多く在籍していたとはいえ、フランス民訴となるとやはり数が限られてくる。そんな中で、国際書房のカatalogにはとてもお世話になった。

フランス民事訴訟法は、ドイツ法を継受した日本民事訴訟法と体系が異なり、手続の基本的な仕組みや基本的な用語の概念も異なる。前提となる裁判所制度も異なり、手続の担い手となる法律実務家の制度も異なる。1980年代には、法曹会から『注釈フランス新民事訴訟法典』が出版され、フランス民訴法研究の必須文献となったが、その後、今日まで、大小無数の改正が恒常的に繰り返されてきたので、日本人から見てのフランス民事訴訟法はますます分かりにくいものとなってきた。

そこで、新たにフランス民事訴訟法典の翻訳と注釈を行いたいと考え、法曹会訳の中心的な訳者でもあった徳田和幸先生や上北武男先生にお願いし、フランス民事訴訟法研究者の何人かと協力して、新たな翻訳・注釈作業を行ってきた。これが2016年の『注釈フランス民事訴訟法典一仲裁・特別訴訟編』（信山社）である。これは、とりえず法曹会訳がカバーしていない部分からということで、民事訴訟法典の後半部分の翻訳にとどまっている。あまり時をおかずに、前半部分の改訳を行わなければならないと考えている。

しかし、この翻訳作業の過程では、翻訳の難しさ、法律条文の構造の違い、そして概念の違いに改めて悩まされた。通常の翻訳でももちろん難しいのだが、法律の条文となると、形式面でも困難な場面が多々ある。例えば1つの文の条文を2つの文に分解すれば、その条文を引用する他の文献や法令の引用指示と齟齬をきたす可能性が生じる。フランス語では一文の中に *sauf que* で例外をつけることができるが、日本語の但書と本文は2つの文となることが多い。これを無理やり一文で表現すると、法律の条文らしからぬ日本語になってしまう。

また、日本の条文の「項」に大体相当するフランス語の *alinéa* は、正確には「段落」であり、日本の条文の「号」に当たるものも同時に *alinéa* としてカウントされる。すると、日本法ではある条文の1項に柱書と1号と2号があり、その次に新たな項を置くときは第2項となるが、フランスでは第4項と呼ばれる。その他にも番号のついた号の他にダッシュで列挙する号とか、条 *article* の中で、*alinéa* の上位の項目としてローマ数字による項目が現れることがある。これらを日本の法律用語で表現することは困難である。

形式面以外に実質的な概念の意味と翻訳語の選択の困難を上げればきりがない。実体法では *faute* を過失と訳して話が食い違ったという逸話が有名だが、訴訟物や訴えの利益といった基本概念も、ドイツ法学の影響をフランスも受けているので、似たような整理がある。しかしその理解は日本とはズレがある。ポワソナードの民法草案では証拠法が民法に規定されていたように、実体法と手続法の守備範囲の理解も日仏で異なっている。

こうした違いを肌で知ると、外国法研究にはたじろぎを覚えるが、それでも国際書房のカatalogで面白そうな新刊を見つけると、またフランス民訴の研究に引き戻されるのである。